

くらしの情報ページ

さつま役場 ☎0996-53-1111

町民課 町民係 内線 2125

■役場窓口で年金記録照会を取り次ぎます

町民課（年金担当）窓口で、社会保険事務所への年金記録照会の取り次ぎを行います。数日後には、社会保険事務所から回答が届きます。

また、その場で確認したい方は、社会保険事務所とのホットラインで年金の記録を確認します。（少々時間がかかる場合があります。）

受付時間などは下記のとおりです。

平日 午前8時30分～午後5時

場所 本庁町民課町民係（年金担当）

各総合支所町民福祉課町民係

■年金相談

川内社会保険事務所の職員がコンピュータを持参し、社会保険労務士にも協力を得ながら、その場で年金記録や年金資格などの確認を行いますので、この機会をぜひご利用ください。

日時 8月24日（金）

午前10時から午後3時

場所 宮之城ひまわり館（たすけあい室）

■臨時年金記録相談

年金記録確認のための相談会です。

日時 8月17日（金）

午前10時から午後4時30分

場所 鶴田中央公民館

■「年金記録確認第三者委員会」での公正な判断を尊重して、皆様の年金の額に反映させてまいります

年金記録や確かな納付がない方々について、総務省に設置された「年金記録確認第三者委員会」で、ご本人の立場に立って申し立てを十分にくみ取り、さまざまな関連資料を検討し、記録訂正に関し公正な判断が行われます。この判断を尊重し、皆様の年金の額に反映させてまいります。

■年金時効特例法

1. 法律の概要

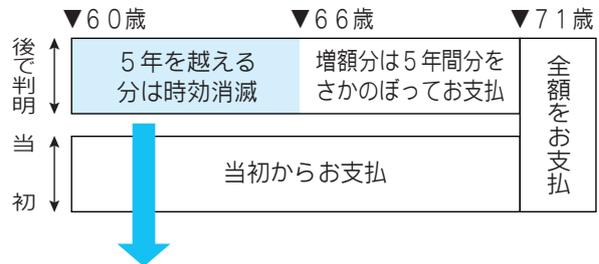
「厚生年金保険法の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（年金時効特例法）」の概要について

今までの取扱い

年金記録が訂正された結果、年金が増額された場合でも、時効消滅により直近の5年間分の年金に限って支払っていました。

【具体例】

60歳から年金を受給していた方で、71歳で追加すべき年金記録が見つかった場合



今後の取扱い

「年金時効特例法」の成立により、時効消滅により受け取ることができなかった分も全期間さかのぼって支払います。

2. 対象となる方

既に年金記録が訂正されている方

年金記録の訂正により年金が増えたが、従来、過去の増額分は直近の5年間分の年金に限って支払っていた方

年金記録の訂正により年金の受給資格が確認され、新たに年金を支払うこととなったが、従来、過去の分は時効消滅により直近の5年分の年金に限って支払っていた方

と の場合 老齢・障害・遺族年金の時効消滅分が全期間さかのぼって支払われます

や に該当する方が亡くなっている場合は、亡くなられた当時その方と生計を同じくしていた遺族の方（遺族の範囲＝配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の順）

の 場合 未支給年金の時効消滅分が支払われます

今後、年金記録が訂正される方

今後、年金記録が訂正された結果、従来であれば上記 ～ と同じように、過去の分は直近5年間分の年金に限って支払うこととなる方

の 場合 増額された老齢・障害・遺族年金や未支給年金が支払われます

3. 必要な手続き

既に年金を受給開始後に年金記録が訂正されている受給者の方

できる限り簡単に手続きができるよう、あらかじめ必要な記載事項を印字した用紙を順次発送します。（平成19年9月～）

今すぐ手続きをすることもできます。その場合は、必要書類などを川内社会保険事務所から